

採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令の一部を改正する政令について（概要）

令和 8 年 10 月
内閣官房内閣人事局

1 趣旨

採用試験により確保すべき人材に関する事項については、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 45 条の 2 第 3 項の規定に基づき採用試験の対象官職及び種類並びに採用試験により確保すべき人材に関する政令（平成 26 年政令第 192 号。以下「採用試験政令」という。）で定められているが、海上保安学校学生採用試験のうち管制課程（以下「本課程」という。）の試験においては、管制機器の性能及び機能が向上したこと等を踏まえ、必ずしも数学に係る能力実証を要しなくなったため、現行の試験科目を英語のみとすることができるよう、海上保安学校学生採用試験により確保すべき人材に関する事項のうち、備えるべき知識を定める規定を改正するものである（改正後の採用試験は令和 9 年度から実施予定。）。

2 改正内容

本課程の試験においては、必ずしも数学に係る能力実証を要しなくなったことから、「数学」の知識を本課程の試験科目から削除し「英語」の知識のみとすることができるようにするため、採用試験政令別表下欄に規定する海上保安学校学生採用試験により確保すべき人材に関する事項のうち第一号に規定する知識又は能力として、現行の「数学及び英語の知識」に加えて、「英語の知識」を規定する。

3 その他

施行期日は、令和 8 年 12 月 1 日を予定

※ 人事院は毎年 12 月下旬に翌年度の採用試験の施行計画の官報掲載を実施しており、令和 9 年度試験の施行計画の官報掲載が令和 8 年 12 月に実施予定となっていることから、上記改正内容が令和 9 年度試験に支障なく反映・周知され、かつ、令和 8 年度試験に影響を及ぼさない施行期日として、令和 8 年 12 月 1 日としている。